

ID: 286

担当部署: 建設水道課

処分の概要	都市公園の占用許可
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第6条第1項
法 令 番 号	昭和31年法律第79号

【基準】

法第6条及び第7条の規定による。

(都市公園の占用の許可)

第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

- (1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
 - (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
 - (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
 - (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
 - (5) 非常災害に際し災害にかかつた者を収容するため設けられる仮設工作物
 - (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設
- 2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの(通所のみにより利用されるものに限る。)に該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るために必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

標準処理期間	30日
備考	

村田町 法適用申請に対する処分個票

設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年月日
-------	----------	---------	-----